

一般会計予算決算常任委員会 民生福祉分科会審査日程

日 時 令和6年2月28日（水）

民生福祉常任委員会終了後

場 所 第2委員会室

～審査内容～

1 議案第1号 令和5年度山陽小野田市一般会計補正予算（第11回）について

審査番号① 市民部

(1) 歳出（特定財源を含む）に係る説明

○ 2-1-13、2-1-20 生活安全課（歳入 15-2-1、19-1-10）

○ 2-3-1 市民課（歳入 15-2-1）

繰越明許費補正：戸籍情報システム改修事業

○ 4-1-1、4-2-2、4-2-3 環境課（歳入 22-1-3）

(2) 歳出（特定財源を含む）に係る質疑

審査番号② 福祉部

(1) 歳出（特定財源を含む）に係る説明

○ 3-1-1 高齢福祉課

○ 3-1-2、3-1-9 障害福祉課（歳入 15-1-1、16-2-2）

繰越明許費補正：のぞみ園整備事業

○ 3-1-1、3-1-4 保険年金課（歳入 15-1-1、16-1-1）

(2) 歳出（特定財源を含む）に係る質疑

審査番号③ 福祉部

(1) 歳出（特定財源を含む）に係る説明

○ 3-1-1、3-3-2、3-4-1 社会福祉課（歳入 16-1-1）

○ 3-2-1、3-2-2、3-2-3、3-2-4、3-2-6、4-1-1 子育て支援課

（歳入 15-1-1、15-1-2、15-2-1、15-2-2、16-1-1、16-1-2、16-2-2、

18-1-4、19-1-10、21-4-3、21-4-4、22-1-2）

繰越明許費補正：小野田地区保育所整備事業

(2) 歳出（特定財源を含む）に係る質疑

審査番号④ 福祉部

(1) 歳出（特定財源を含む）に係る説明

- 4-1-1、4-1-2、4-1-7 健康増進課（歳入 15-1-2、15-2-3、16-1-2）
繰越明許費補正：新型コロナウイルスワクチン接種事業

(2) 歳出（特定財源を含む）に係る質疑

2 承認第1号 令和5年度山陽小野田市一般会計補正予算（第10回）に関する専決処分について

審査番号⑤ 福祉部

(1) 歳出（特定財源を含む）に係る説明

- 3-1-10 社会福祉課（歳入 15-2-1）
繰越明許費：物価高騰対策住民税均等割のみ課税世帯支援給付金給付事業、物価高騰対策子育て世帯支援給付金給付事業

(2) 歳出（特定財源を含む）に係る質疑

※1 審査の進行状況により、審査の前倒し、先送りを行うこともあります。

※2 歳出の説明をするときに特定財源がある場合は、歳入のページを示し、歳入についても説明をお願いします。

※3 審査番号①は、民生福祉常任委員会審査内容5終了後から行います。

※4 審査番号④は、午前11時から行います。

住民票 山口県山陽小野田市

住所	[Redacted]							世帯主	謄写省略			
1	氏名	[Redacted]	生年月日	[Redacted]	性別	[Redacted]	続柄	[Redacted]	住民となった年月日	[Redacted]	住所を定めた年月日	[Redacted]
	旧氏名	[Redacted]	本籍	謄写省略	筆頭者	謄写省略						
	前住所	[Redacted]	住民票コード	謄写省略	個人番号	謄写省略	備考欄	謄写省略				
	転出											
氏名	【以下余白】		生年月日		性別		続柄		住民となった年月日		住所を定めた年月日	
旧氏名		本籍			筆頭者							
前住所												
転出												
氏名		生年月日		性別		続柄		住民となった年月日		住所を定めた年月日		
旧氏名		本籍			筆頭者							
前住所												
転出												
氏名		生年月日		性別		続柄		住民となった年月日		住所を定めた年月日		
旧氏名		本籍			筆頭者							
前住所												
転出												

この写しは住民票の原本と相違ないことを証明します。

令和6年2月19日

山口県山陽小野田市長 藤田 剛二



※この証明書は、黒色の電子公印を使用しています。

(1の1) 一部証明

本籍氏名	** 省略 ** 【氏】 [Redacted]
編製日	平成24年5月21日
附票に記載されている者	【名】 [Redacted] 【生年月日】 [Redacted] 【性別】 [Redacted] 【住所】 [Redacted] 【方書】 [Redacted] 【住定日】 [Redacted]
	【住所】 [Redacted] 【方書】 [Redacted] 【住定日】 [Redacted]
	【住所】 [Redacted] 【住定日】 [Redacted]
	以下余白

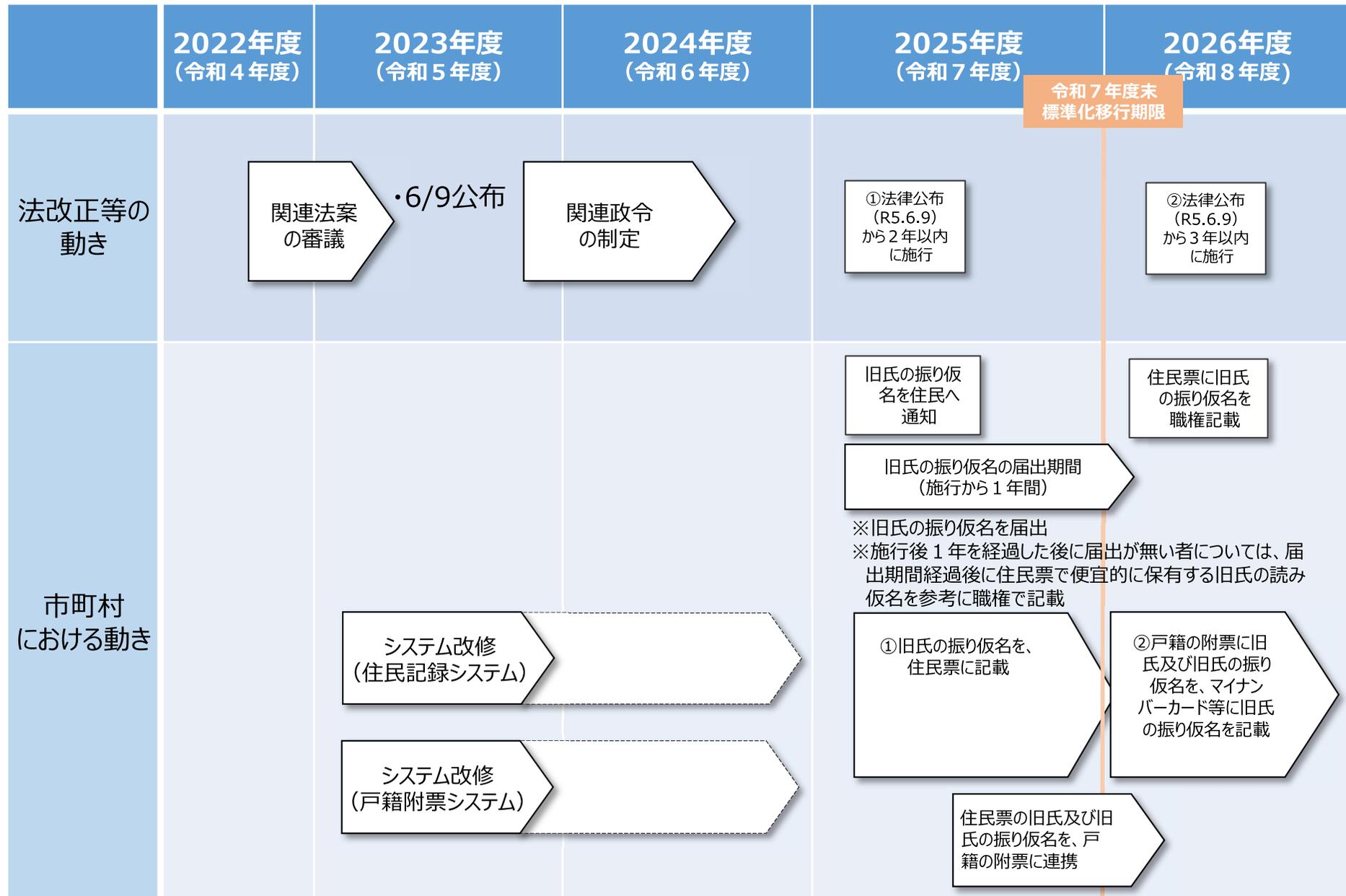
発行番号 00124B19092434673-20240219-S01(山口県山陽小野田市)
この写しは、戸籍の附票の原本の一部と相違ないことを証明する。

令和6年2月19日

山口県山陽小野田市長 藤田 剛二



6. 継続検討事項（旧氏の振り仮名等の追加の概要（予定））
 6-3. 住民票等への旧氏の振り仮名の記載等に向けたスケジュール(案)



■事業名 物価高騰対策住民税均等割のみ課税世帯支援給付金給付事業

■事業概要

住民税非課税世帯には該当しないが、個人住民税の定額減税の対象とならない住民税均等割のみ課税される世帯に対し、1世帯当たり10万円の現金を給付する。

【対象世帯】

基準日（令和5年12月1日）において、山陽小野田市の住民基本台帳に記載されている者で、世帯全員に住民税所得割が課税されていない世帯（非課税世帯を除く）

※住民税が課税されている者の扶養親族等のみで構成される世帯を除く。

【支給方法】

課税情報を元に抽出した対象世帯に、案内チラシと確認書を送付。返送された確認書により指定銀行口座へ振り込む。

【支給額】 1世帯当たり10万円

■補正予算額について

歳出 3款 民生費 1項 社会福祉費

10目 物価高騰対策住民税非課税世帯支援給付金給付事業費

事業番号 01480 物価高騰対策住民税均等割のみ課税世帯支援給付金給付事業費

事務費総額 6,926千円

主な内容 職員時間外勤務手当、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、
口座振込手数料、システム開発委託料

事業費総額 200,000千円

主な内容 物価高騰対策住民税均等割のみ課税世帯支援給付金
均等割のみ課税世帯 2,000件

歳入 15款 国庫補助金 2項 国庫補助金 1目総務管理費

1節 総務管理費国庫補助金

15細節 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金
206,926千円

※歳入については、国庫補助 10/10

■事業名 物価高騰対策子育て世帯支援給付金給付事業

■事業概要

令和5年度における住民税非課税世帯及び均等割のみ課税世帯への給付の加算として、当該世帯において扶養されてる18歳以下の児童1人当たり5万円を支給する。

【対象世帯】

住民税非課税世帯及び均等割のみ課税世帯の給付対象者（世帯主）

【加算対象となる児童の範囲】

原則として上記対象者と基準日において同一世帯となっている児童（18歳に達する日以降最初の3月31日までの児童（平成17年4月2日生まれ以降の児童））

※例外的に対象となる児童

- ・基準日以降に生まれた新生児
- ・別世帯だが扶養している児童
- ・住民票を移していない施設入所児童

【支給方法】

課税情報を元に抽出した対象世帯に、案内チラシと確認書を送付。返送された確認書により指定銀行口座へ振り込む。

【支給額】 児童1人当たり5万円

■補正予算額について

歳出 3款 民生費 1項 社会福祉費

10目 物価高騰対策住民税非課税世帯支援給付金給付事業費

事業番号 01482 物価高騰対策子育て世帯支援給付金給付事業費

事務費総額 6,300千円

主な内容 職員時間外勤務手当、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、口座振込手数料、システム開発委託料

事業費総額 65,000千円

主な内容 物価高騰対策子育て世帯支援給付金
世帯数1,000件 児童数1,300人

歳入 15款 国庫補助金 2項 国庫補助金 1目総務管理費

1節 総務管理費国庫補助金

15細節 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金

71,300千円

※歳入については、国庫補助10/10

【参考】 デフレ完全脱却のための総合経済対策（令和5年11月2日閣議決定）（抄）

第1章 経済の現状認識と経済対策の基本的考え方

2. 経済対策の基本的考え方

（第1の柱：物価高から国民生活を守る）

（前略）物価高に最も切実に苦しんでいる低所得者には迅速に支援を届けることとし、物価高対策のための「重点支援地方交付金」の低所得世帯支援枠を追加的に拡大して、支援を行う。

令和6年度税制改正による所得税・個人住民税の定額減税とこの住民税非課税世帯への支援は、支援の手法、対象となる所得層、実施時期が異なる中、両支援の間にある者に対しても丁寧に対応することとし、令和6年度税制改正と併せて本年末に成案を得る。

第2章 経済再生に向けた具体的施策

第1節 物価高から国民生活を守る

1. 物価高により厳しい状況にある生活者・事業者への支援

（前略）物価高に最も切実に苦しんでいる低所得者には、迅速に支援を届ける。多くの地方公共団体において、本年夏以降1世帯当たり3万円を目安に支援を開始してきた物価高対策のための「重点支援地方交付金」の低所得世帯支援枠を追加的に拡大し、今回、1世帯当たり7万円を追加することで、住民税非課税世帯1世帯当たり合計10万円を目安に支援を行う。

令和6年度税制改正による定額減税と上記の住民税非課税世帯への支援は、支援の手法、対象となる所得層、実施時期が異なる中、両支援の間にある者に対しても丁寧に対応する。具体的には、

- ① 住民税非課税世帯には該当しないが、個人住民税の定額減税の対象とならない住民税均等割のみ課税される世帯、定額減税が開始される時期に新たな課税情報により住民税非課税世帯に該当することが判明する世帯には、地域の实情に応じて、上記の住民税非課税世帯への支援と同水準を目安に支援を行えるよう、また、
- ② 低所得者世帯のうち世帯人数が多い子育て世帯や、定額減税の恩恵を十分に受けられないと見込まれる所得水準の者には、地域の实情等に応じ、定額減税や他の給付措置とのバランスにおいて可能な限り公平を確保できる適切な支援を行えるよう、

物価高対策のための「重点支援地方交付金」による対応を中心に、地方公共団体の事務負担に配慮しつつ、令和6年度税制改正と併せて、本年末に成案を得る。

これらの趣旨・内容等については、国民に対し、丁寧な説明・周知広報に努める。

新たな経済に向けた給付金・定額減税一体措置

2023年12月

内閣府特命担当大臣
(経済財政政策)

- 様々な層の国民に丁寧に対応しながら、物価高に対応し、可処分所得を増やす
- 「**簡素** (わかりやすく事務負担が少ない)」「**迅速** (特に低所得の方々)」「**適切** (できるだけ公平に)」のバランス

年内・年明け以降速やかに開始

令和6年のできる限り早期に開始

【2】令和6年2～3月を目途に早期開始を目指す

低所得者の子育て世帯に、
世帯内で扶養されている18歳以下の子に5万円/人を加算

住民税均等割のみ課税世帯に、
住民税非課税世帯と同水準の10万円/世帯を給付

【3】令和6年度住民税情報等をもとに給付

新たに
住民税非課税
住民税均等割のみ課税
となる世帯に、

現在のこれら世帯と
同水準の
10万円/世帯を給付

【4】令和6年に入手可能な課税情報をもとに給付

定額減税しきれないと
見込まれる方に、

- ・減税額確定(令和7年3月確定申告)を待たず、令和6年に入手可能な課税情報をもとに、前倒して給付
- ・自治体の事務負担などを踏まえ、1万円単位で差額を給付
※実績が判明し、「減税+給付」が不足する場合、追加支給

【1】年内にも開始

住民税非課税世帯に、
1世帯7万円追加給付

自治体へ情報提供
迅速支給をサポート

低所得者の子育て世帯【2】

住民税均等割
非課税世帯
【1】

多くの自治体でこの夏以降
3万円を目安に支援

住民税均等割
のみ課税世帯
【2】

新たに非課税等となる世帯
【3】

定額減税しきれないと
見込まれる方
【4】

住民税所得割/所得税納税者

定額減税

1人4万円※×(本人+扶養親族)

※6年分所得税3万円、6年度分個人住民税1万円

(年収)

低所得者支援及び定額減税補足給付金にかかる制度概要

※いずれも「物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金」を活用

給付類型		交付対象者	給付額 (目安)	基準日 (目安)	給付開始目途
①	住民税均等割非課税世帯への給付 【R5非課税給付】	令和5年度住民税均等割の非課税者のみで構成される世帯の世帯主	7万円/世帯 <small>多くの自治体でこの夏以降3万円を目安に支援済み</small>	令和5年12月1日	令和5年12月以降に順次給付開始
②	住民税均等割のみ課税世帯への給付 【R5均等割のみ課税給付】	令和5年度住民税所得割が課せられていない者のみで構成される世帯 (①を除く)の世帯主	10万円/世帯	①と同一	令和6年2～3月目途以降に順次給付開始
③	低所得者の子育て世帯への加算 【こども加算】	①・②・④給付対象世帯の世帯主 (※当該者と基準日において同一世帯となっている18歳以下の児童が対象)	5万円/児童	①・②・④と同一	同上 (④給付対象世帯については、④給付開始と同時期)
④	(1) 新たに住民税均等割非課税となる世帯への給付 【R6非課税化給付】	新たに令和6年度住民税均等割の非課税者のみで構成される世帯の世帯主	10万円/世帯	具体の日付は別途通知予定	令和6年度住民税情報等をもとに令和6年のできる限り早期に給付開始
	(2) 新たに住民税均等割のみ課税となる世帯への給付 【R6均等割のみ課税化給付】	新たに令和6年度住民税所得割(減税前)が課せられていない者のみで構成される世帯(上記を除く)の世帯主	10万円/世帯	同上	同上
⑤	定額減税しきれないと見込まれる所得水準の方への給付 【調整給付】	定額減税可能額が減税前税額を上回る(減税しきれない)と見込まれる所得税/住民税の納税義務者	左記上回ると見込まれる額	実施主体決定日 令和6年1月1日 事務処理基準日 具体の日付は別途通知予定	令和6年に入手可能な課税情報をもとに令和6年のできる限り早期に給付開始

※ 実施時期については、事務負担も踏まえながら、速やかな支給開始に向けて、地域の実情に応じた早期の執行着手等、地方公共団体における柔軟な対応を可能とする。